

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書届出書類一覧表 (政令使用人の変更)

注意事項

- ・この一覧表は、中部地方整備局長宛に届出する場合の標準的な届出書類の一覧です。
- ・必要な書類は、案件ごとにより変わる場合がありますので、一覧表に掲げる書類以外の資料等を提出いただく場合があります。
- ・ご不明な点は担当者までご相談ください。
連絡先: 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局 建政部 建設産業課 不動産係
電話: 052-687-8523

◎＝必ず必要なもの、○＝条件により必要となるもの

※各種様式はこちらからダウンロード可能です(国土交通省HPより)

https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/yoshiki_list_estate_r07.htm

	書類の名称	就任		退任		氏名変更		備考
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	
1	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四(第一面)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四(第三面)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・該当部分のみ記載
2	添付書類(2) 誓約書	◎	◎					
3	添付書類(3) 略歴書	◎	◎					・他法人の役員、従業者等を兼務する場合は全て記入 ・就任がなく退任のみの場合は不要。
4	添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調書	◎	◎					・代表者、役員、政令使用人の氏名、住所、電話番号その他の連絡先を記載した書面
5	政令使用人の専任性を確認する書類 (健康保険証、又は 雇用保険証等の写し)	◎	◎					・就任がなく退任のみの場合は不要。
6	政令使用人の専任性を確認する書類 (居所証明)	○	○					・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・3の略歴書で「居所」を記載した場合、公共料金の請求書、賃貸借契約書の写しなどを居所確認のため添付すること
7	「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者」ではないことを証する書類 (①もしくは②のどちらか)							【①、②に共通する事項】 ・代表取締役、役員(常勤・非常勤の別)、相談役、顧問、政令使用人について提出 ・代表者又は個人の氏名の変更時には不要 ・発行日から3ヶ月以内のもの
	① 登記されていないことの証明書、及び 身分証明書	◎	◎					【①の場合】 (1) 登記されていないことの証明書は、東京法務局発行の「成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書」が必要 (2) 身分証明書は「後見人の登記の通知を受けていない」こと、「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない」こと、「破産宣告の通知を受けていない」ことの3点の証明が必要 ※(2)の提出書類について【外国籍の者の場合】 ・居住地の区市町村で発行する「住民票(国籍・在留カード等の番号の記載があるもの)」を添付する。 (住民票が取得できない外国在住の外国籍の者についてはパスポートの写し等でも可能。外国語記載のものは、日本語訳も添付) ・「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない」「後見人の登記の通知を受けていない」「破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない」ことを本人が誓約する書面を添付すること。
	② 医師の診断書、及び 身分証明書							【②の場合】 ・医師の診断書には、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨の記載が必要。医師の診断書を提出される場合は、様式について事前に中部地方整備局 建設産業課に相談すること ・身分証明書は少なくとも、「破産宣告の通知を受けていない」ことの証明が必要
8	戸籍謄(抄)本					◎	◎	・発行日から3ヶ月以内のもの
9	変更届に係る委任状	○	○	○	○	○	○	・代理人が届出をする場合